

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和5年6月21日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和5年6月21日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時1分閉会

本日の会議に付した事件

令和5年度主要事業等説明

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補
正予算(第2号)

議案第10号 国営川辺川土地改良事業の
経費に対する市町村負担金の変更につ
いて

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告について
うち

報告第5号 令和4年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告について
うち

報告第12号 専決処分の報告について

報告第17号 地産地消の推進に関する施策
の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①営農継続に向けた農地の確保対策につ
いて

②食料・農業・農村基本法改正の動きに
ついて

出席委員(8人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 中村亮彦

委員 前川 收

委員 西 聖一

委員 山口 裕

委員 橋口海平

委員 前田 敬介

委員 高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

生産経営局長 中島 豪

農村振興局長 清藤浩文

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 徳永浩美

団体支援課長 楠 ゆみ子

流通アグリビジネス課長 藤由 誠

首席審議員

兼農業技術課長 高野 真

政策監 林田 慎一

農産園芸課長 武田好文

首席審議員兼畜産課長 鬼塚 龍一

農地・担い手支援課長 山本 剛士

首席審議員

兼農村計画課長 青木 公平

農地整備課長 永田 稔

むらづくり課長 野入 正憲

技術管理課長 岩田 長起

森林整備課長 宮脇 慈

林業振興課長 廣田 邦彦

森林保全課長 大和一浩

水産振興課長 森野 晃司

漁港漁場整備課長 谷水 秀行

農業研究センター所長 楮本 亮治

事務局職員出席者

議事課主幹 平江 正博

政務調査課課長補佐 松本 泰明

午前9時59分開議

○竹崎和虎委員長 皆さんおはようございま
す。

ただいまから第2回農林水産常任委員会を

開会いたします。

まず、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

さきの第1回農林水産常任委員会で委員長に選任をいただきました竹崎でございます。今後1年間、熊本の基幹産業である農林水産業の振興を預かる大切な委員会でございますので、中村副委員長とともに、誠心誠意委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員各位、また、農林水産部長をはじめとする執行部の皆様方の今後の御協力、そして御指導をよろしくお願い申し上げます。1年間よろしくお願いいたします。

続いて、中村副委員長からも御挨拶をお願いします。

○中村亮彦副委員長 おはようございます。

副委員長の中村でございます。今後1年間、竹崎委員長の補佐役として、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。委員の先生方はじめ執行部の皆様方におかれましては、御協力賜りますよう心からお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○竹崎和虎委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いいたします。また、審議員ほかについては、お手元にお配りしております説明資料中の幹部職員名簿により、紹介に代えさせていただきます。

それでは、千田農林水産部長から名簿順にお願いします。

（農林水産部長～農業研究センター所長の順に自己紹介）

○竹崎和虎委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、お配りしております議事次第に記載があるとおり、令和5年度の主要事業説明、次に、付託議案審査、次に、その他の順に進めてまいります。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に御発言いただきますようお願いいたします。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から、主要事業及び議案を含めた総括説明を行い、続いて担当課長から順次主要事業の説明をお願いします。

○千田農林水産部長 竹崎委員長、中村副委員長をはじめ委員の皆様には、この1年間、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告いたします。

まず、災害の未然防止の取組になります。

本年は、5月29日に、平年より6日早く熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りしております。山地災害が発生しやすくなる梅雨期を迎えるに当たり、毎年5月上旬から山地防災パトロールや治山施設の点検等を行っており、地域住民の方々などに実施状況を周知し、防災意識の向上を図っているところであります。

また、治水協定に基づく農業用ダムの事前放流について、市町や土地改良区等と実施手順を確認するなど、対応演習を実施し、関係

機関と取組体制の強化を図りました。

今後も、緊張感を持って、防災対策を徹底してまいります。

2点目は、赤潮に関するものになります。

八代海では、先週14日にシャットネラによる赤潮警報を発令しました。現在、被害が発生しないよう、漁業関係者と連携しながら危機感を持って対応しております。

3点目は、農林水産部の令和5年度当初予算及び主要事業等についてです。

令和5年度当初予算は、一般会計704億円余、特別会計9億円余、総額713億円余となっております。

今年度は、蒲島県政4期目の総仕上げの年となります。熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げ、新型コロナウイルス感染症や生産資材価格高騰等へ対応するとともに、本県農林水産業が持続的に維持発展できるよう、環境負荷の低減と両立した稼げる農林水産業の実現に向けて取り組んでまいります。

この後、各課長から主要事業等について説明させていただきます。

続きまして、今回提案しております議案の概要を御説明いたします。

今回提案しておりますのは、予算関係1件、条例等関係1件及び報告案件4件です。

まず、予算関係では、国の経済対策に呼応した地域活性化対策として、飼料、生産資材等の価格高騰対策及び県産品の消費拡大や販売促進の取組のほか、アフターコロナを見据えた県有施設の環境整備に係る経費等として、15億円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて728億円余となります。

次に、条例等関係では、国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更が1件、報告案件は、令和4年度一般会計繰越

計算書の報告が2件、職員の交通事故に係る専決処分報告が1件、地産地消の推進に関する施策の報告が1件です。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、営農継続に向けた農地の確保対策及び食料・農業・農村基本法改正の動きについてを御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(令和5年度主要事業及び新規事業)について説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。本庁は、5局16課の体制となっております。

3ページは、各課の担当事務の概略を掲載しております。

4ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算の総括表でございます。

(A)の欄の一番下でございますが、2月定例会において御承認いただいた農林水産部全体の予算は、総額で713億円余となっております。

5ページには、平成28年度以降の当初予算額の推移を掲載しております。

熊本地震後の平成29年度にピークとなり、令和2年度まで漸減傾向でしたが、令和2年7月豪雨後、令和3年度から復旧、復興予算が計上されている状況です。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和5年度主要な施策を一覧にしたものでございます。

大項目として、1に、令和2年7月豪雨・

熊本地震からの創造的復興関連の事業、2に、新型コロナウイルス感染症等への対応の事業、3に、その他主要事業等として、食料安全保障に関する事業やたゆまず取り組む担い手確保事業などを整理しております。

この後、令和5年度主要事業及び新規事業につきまして、主なものを各課から御説明申し上げます。

6ページ右上に、資料に用いている凡例について説明欄を設けております。該当事業には、コロナ対策、7月豪雨、熊本地震、強靱化、TPP等と記載しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページから次ページにかけては、農林水産業制度資金の一覧表となります。この一覧表の9ページの最下段、総計の融資枠を御覧ください。

令和5年度における制度資金全体の融資枠につきましては、約151億円余となっております。事業承認期限の到来した新型コロナ関係資金、鳥インフルエンザ対策資金を除き、昨年度と同程度の融資枠を確保しております。

次に、中段の収入保険の推進につきましては、熊本県農業共済組合が行う収入保険の保険料低減の取組及び普及啓発を図る経費に対する助成となります。今年度は、新規加入者への支援に加えまして、果樹や施設園芸分野での集団加入の重点化など、さらなる加入者増加を目指して、加入推進及び制度理解促進のための広報活動を積極的に展開してまいります。

次に、最下段の漁業者の危機管理対応力の強化につきましては、昨年度の赤潮被害を踏まえまして、一部新規事業として、漁業経営の安定性を向上させるため、漁業共済掛金や

加入促進活動経費への助成を行うとともに、養殖共済の課題や対応策を抽出するための調査を行い、共済加入の促進につなげてまいります。

団体支援課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の項目欄1、フードバリューチェーン構築の推進につきましては、説明欄のとおり、生産から加工、流通、販売に至る各事業者が相互に連携し、全体で価値を高めるような取組を支援するものでございます。

(1)の①フードバリューチェーン構築検討支援活動におきまして、各事業者による共通のテーマへの取組の検討を支援いたしまして、②フードバリューチェーン機能強化事業におきまして、各事業者における個別の専門家の招聘ですとか、現場の改善などの具体対策を支援いたします。

下段の2、フードバレー構想の推進は、構想策定から本年度で10周年目となります県南フードバレーの取組を進めるものでございます。

(1)フードバレー構想推進事業は、協議会の経常的な経費につきまして、15の構成市町村とともに、県の所要額を負担するものでございます。

(2)地域未来モデル事業は、県南地域におきまして先導的な取組を行う事業者に対するハード整備支援、あるいはフードバレーの加工品を都市圏でPRするための経費となっております。

下の11ページ、項目欄の3、企業の農業参入の推進は、説明欄のとおり、新しい担い手としまして、農業への参入を希望する企業を段階的に支援し、その促進と定着を図るものでございます。

(1)企業の農業参入トータルサポート事

業、②のスタートアップ支援事業では、営農用の機械を導入される初期投資の支援に対しまして、それから、③のステップアップ支援事業では、事業拡大に向けた施設整備に対して、それぞれ支援をすることとしております。

共に令和2年7月豪雨被災地枠としまして、補助率を3分の1から2分の1に引き上げた支援を行うことで、県南地域の復興も促進してまいります。

下段の4、地産地消の推進は、説明欄のとおり、食料の安全保障の一翼を担いますくまもと地産地消推進県民条例の理念に沿いまして、地産地消の活動機運を盛り上げていくものでございます。

後ほど地産地消条例の取組の状況の御報告をさせていただきますが、SNSを活用した県民相互の情報発信強化や県民参加型のイベント開催など、その中核をなす取組を実施してまいります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

12ページをお願いします。

1、熊本型みどりの食料システム戦略の推進については、昨年度、国の施策に沿って策定しました県の基本計画に基づき、稼げる農業と環境に優しい農業の両立を図るため、新技術の開発や有機農業の推進等に取り組むものです。

今年度は、化学肥料、農薬の削減や施設園芸の重油暖房からの転換、飼料の国産化や堆肥活用など、環境負荷低減に向けた新技術の開発実証等を行うほか、市町村等の取組への助成、国産資源による肥料の生産栽培実証や環境に優しい農産物の流通販売実証に取り組みます。

下のページ、上段の2、地下水と土を育む

農業の推進は、条例に基づき策定した第2期推進計画に沿って、県民の理解促進、消費拡大の推進や、農薬や化学肥料を削減するグリーン農業の推進、県内大学等と連携した調査研究などを行うものでございます。

下段の3、スマート農業の推進は、情報プラットフォームであるホームページの拡充による農家支援の強化やイチゴ栽培の環境制御、自動運転機械による作業体系の実証、ドローン防除組織のオペレーター育成等を行うものでございます。

14ページをお願いします。

4、農業研究センター試験研究費については、多様なニーズを踏まえながら、生産者の所得向上と消費者の安心、安全につながる試験研究として、耕種部門では、県オリジナル品種の育成や品質、収量を高める技術等の開発、畜産部門では、家畜の育種改良や飼料の自給率向上に向けた技術開発などを行います。

農業技術課は以上です。

○武田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

15ページをお願いいたします。

項目欄1、コロナ禍及び資材高騰からの農業経営回復支援では、新型コロナの蔓延、資材価格高騰などで落ち込んだ農業所得の回復を図るため、10%のコスト削減に資する資機材や集出荷施設の光熱費の高騰分への助成、ヒートポンプなどの省エネ機器の導入支援、さらには、園芸や土地利用型農業での機械等の導入に対し助成を行います。

また、輸入小麦から国内シェアを奪還できるよう、県産麦の品質、収量安定のための排水対策やパン用小麦「ミナミノカオリ」の高品質生産の取組を支援してまいります。

次に、15ページから16ページにかけて、2、DXの推進では、農業分野において、ICT技術等の先進技術を導入した次世

代型農業の取組により、さらなる稼げる農業を実現することとしています。

まず、栗、梨、かんきつにおいて、省力化栽培とスマート機器の導入により、生産性の高い農業経営モデル園を設置し、実証していきます。また、技術のデータ化、見える化を行いながら、デコポンでは、貯蔵及び管理栽培マニュアルの作成、「ゆうべに」では、技能実習生でも分かりやすい摘花作業の動画の作成、スイカや宿根カスミソウでは、品質の高位平準化などに取り組みます。

最後に、16ページ3、産地生産力の強化支援につきましては、国の事業などを活用し、さらなる低コスト化、高品質化、高付加価値化に向けた施設整備等を支援していきます。また、需要に応じた麦、大豆の生産拡大を図るための団地化や新たな営農技術の導入支援を進めるとともに、主食用米については、産地評価が高い「くまさんの輝き」を中心とした県産米の需要拡大のための良質米生産技術向上、特A獲得による知名度向上、消費拡大の取組を支援してまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

17ページをお願いします。

上段1、「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業でございます。

この事業は、全国のブランド牛肉が集まる東京都中央卸売市場食肉市場等への出荷やPRなどの取組を支援することで、県産銘柄牛肉の首都圏における供給体制を構築し、県産銘柄牛肉の認知度向上と販路拡大を行うものであり、昨年度に引き続き実施するものでございます。

下段の2、家畜防疫の推進でございます。

(1)家畜伝染病防疫対策事業でございますが、これは、家畜伝染病の発生及び蔓延を防止するための各種検査や畜産農家への指導、発生時の危機管理体制の整備を実施するもの

でございます。

(2)野生イノシシ豚熱検査体制強化事業でございますが、これは、野生イノシシの豚熱ウイルスの浸潤状況の調査を実施するものでございます。

18ページをお願いします。

上段3、畜産クラスター事業でございます。

畜産クラスター事業は、各地域の畜産関係者が連携、集結した畜産クラスター協議会を設立し、クラスター計画を策定するとともに、その計画に位置づけられた中心的な経営体が行う施設整備等に対して助成するものでございます。

下段の4、耕畜連携飼料増産推進モデル事業でございます。

この事業は、耕畜連携による国産飼料の生産、調製及び堆肥の利用に取り組む耕種農家等集団を支援することで、飼料自給率の向上を推進するものでございます。

具体的には、子実用トウモロコシやその他飼料作物の生産、調製、堆肥の利用に必要な施設、機械整備等を支援するものでございます。新規事業となります。

畜産課は以上です。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

19ページをお願いします。

次世代のくまもと農業を担う人材の確保・育成では、農業者の減少、高齢化が進む中、多様な人材を地域農業を支える宝と捉え、国、県事業をフル活用した各種施策に取り組み、本県農業の維持発展に努めてまいります。

まず、本年度新規事業として取り組む(4)の中高年移住就農支援事業は、国の施策の対象とならない50歳代の移住就農希望者に対し、就農前の研修資金の交付や就農時の機械施設の整備に対して助成するものでございま

す。(2)の49歳以下を対象とする国の農業次世代人材投資事業と組み合わせて活用してまいります。

また、(1)のくまもと農業の継承支援事業や機械、施設の導入、あるいは就農相談員の設置を支援する(3)の新規就農者育成総合対策事業は、本年度も継続して実施し、新規就農者のさらなる増加と定着を図ってまいります。

このほか、就農希望者に対して、相談から研修、就農、定着までをトータルで支援する取組や外国人材が継続的に就労できる仕組みづくりなど、多様な人材の確保、育成に取り組めます。

20ページをお願いします。

担い手への農地集積につきましては、人・農地プランや今後策定される地域計画に基づき、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するため、(1)の農地集積加速化事業では、農地利用調整活動を行う農家組織へ集積協力金の交付などを行い、担い手への農地集積のさらなる加速化に向け、取組を進めてまいります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

21ページをお願いします。

1 段目、田んぼダムの普及拡大については、昨年度に引き続き、地域の取組を牽引する人材である田んぼダムマイスターの育成やPR資料の作成等を行います。

本年度は、人吉・球磨地域を中心に、国庫補助事業を活用したモデル事業に県が取り組み、次年度以降は、市町村等が事業に取り組めるよう進めてまいります。

2 段目、農業農村整備事業の計画的な推進については、農業生産基盤の整備要望のある地区において、国庫補助事業の実施に必要な調査を行うとともに、防災重点農業用た

め池の地震や豪雨への耐性の評価を行います。

こうした調査や評価により事業化の可否を判断し、農村基盤整備事業の実施に必要な検討を行ってまいりまして、計画的な推進を図ってまいります。

22ページをお願いします。

国営土地改良事業等の推進については、大規模な農業水利施設、海岸施設の整備や広域的な農地整備について、国営土地改良事業を活用して、集中的に進めてまいります。県予算として県の負担金等を計上しております。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

23ページをお願いします。

項目欄1、農業競争力強化のための基盤整備の推進については、用水路や排水路、農道、水田や畑などの農業生産基盤整備を整備することで、高収益作物の導入、拡大や生産コストの低減により、農業経営の安定と向上を図り、農業競争力強化に取り組めます。

2、農村地域における国土強靱化の推進については、農業、農村に関係するため池、排水機場、地滑り対策、海岸整備などの防災関係の整備を行うことで、災害の発生を未然に防止し、農業、農村の強靱化に取り組めます。

24ページをお願いします。

3、持続可能な農村づくりのための基盤整備の推進については、中山間地域における農地の区画整理や用排水路整備などの生産基盤整備及び生活環境整備を実施することで、持続可能な農村づくりに取り組めます。

4、土地改良施設等の管理の強化については、農業生産活動等に必要な土地改良施設の保全管理を適切に行うことで、農業、農村の安全、安心の確保と稼げる農業の実現につながるよう取り組めます。

5、災害復旧事業の推進については、農地、農業用施設の災害復旧に取り組むものがございます。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

25ページをお願いいたします。

上段1、新規事業の世界農業遺産認定10周年記念では、今年、阿蘇地域が世界農業遺産に認定され10年となることから、これまでの10年間の総括と、これからの10年間に向けて、食による付加価値を創造する仕組みを構築するものです。

下段2の日本型直接支払の推進では、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動を支援するものです。

26ページをお願いします。

上段3の鳥獣被害防止対策の推進とジビエ利用の加速化では、野生鳥獣が生息しにくい集落の環境整備と管理を行う「えづけSTOP!」対策を基本に、農地への侵入、被害防止及び捕獲の取組を進めるとともに、ジビエ利用推進に加え、総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むものです。

下段4の中山間地域における新たな経済循環づくりと地域で支え合う仕組みづくりでは、持続可能な農村づくりに向けて、スーパー中山間地域の創生やモデル地区の活動を支援するものです。

(3)の農村RMO形成推進事業は新規事業で、地域コミュニティ機能の維持強化に向けて、農村RMOの形成を支援するものです。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

27ページをお願いします。

1の地籍調査の推進についてですが、土地に関する戸籍である地籍を明確にする地籍調査を県内16市町村で実施しており、市町村が行う地籍調査に対する助成でございます。

2のくまもと農地GIS利活用推進事業についてですが、地図情報と農地情報等を組み合わせ、可視化、データの抽出が可能なくまもと農地GISにおいて、各種農業施策の展開に活用するデータ作成などに要する経費でございます。

(2)の施設情報作成費は、これまでに県で調査いたしました防災重点農業用ため池に関する調査結果を取りまとめ、くまもと農地GISで活用するためのデータ作成に要する経費でございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

28ページをお願いします。

1の再造林の推進につきましては、人工林の大半が利用期を迎える中、森林資源の循環利用サイクルを確立し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、伐採跡地での再造林を推進するための植栽、下刈り作業や鹿対策等の各種取組に対し助成等を行うものです。

2の適切な間伐等の推進につきましては、森林の健全な生育を促すための間伐等に対する助成を行うものです。

下の3、災害リスクを低減させる森林づくりの推進につきましては、林業と県土保全の両立を図るため、林地保全に配慮した災害のリスクを低減させる森林づくりを推進するための取組を行うものです。

4の森林経営管理制度等の運用推進に向けた市町村支援につきましては、森林所有者に代わって市町村が経営管理を行う森林経営管理制度等の運用を推進するため、サポートセンターの運営等の市町村への支援に係る取組

を行うものです。

30ページをお願いします。

5の林業研究・研修センター試験研究費につきましても、森林に対する県民の多様なニーズに対応するため、森林の造成、施業の効率化、森林の多面的機能の維持増進、それから、木材の加工利用に係る技術開発等の試験研究を行うものです。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

31ページをお願いいたします。

1の林業担い手の確保・育成のうち、(1)のくまもと林業大学校人財づくり事業は、林業大学校の運営に要する経費で、(2)の次世代林業・担い手強化支援事業では、運搬用ドローンや林内レーザー測量機器などの導入を支援するほか、(3)の豊かな森林づくり人材育成事業では、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金が実施する林業従事者の確保、育成に係る活動を支援してまいります。

2の林道事業は、森林の適切な管理や木材生産の効率化のほか、森林の総合利用、山村の生活環境の改善などのために、(1)県営林道事業で、県が林道開設を行うほか、(3)及び(6)は、開設、改良、橋梁の点検や令和2年7月豪雨等で被災した林道の復旧を行う市町村を支援してまいります。

32ページをお願いいたします。

3の木材の安定供給体制構築のうち、(1)の林業・木材産業振興施設等整備事業は、国庫補助事業を活用して、本年度は、木材乾燥機のほか、高性能林業機械の導入を支援してまいります。

(2)のくまもと県産木材DX推進事業は新規事業で、デジタル技術活用による品質の確かな製材品の安定供給体制構築の推進に向けた研修会の開催やアドバイザーの派遣に要する経費です。

(3)のくまもと県産木材SCM構築対策事業は、昨年8月に設立されたくまもと県産材SCM協同組合が行う製材品の受発注システムの改良やJAS材の共同出荷実証に係る取組を支援するものです。

4の建築物の木造化の推進の(1)の中大規模木造建築物推進事業は、中大規模建築物の設計を担う建築士の育成や施設を建設する市町村担当者の意識の醸成を図るものです。

5の特用林産物の生産振興の(1)の原木しいたけ生産DX実証事業は新規事業で、原木栽培シイタケの生産性の向上を図るため、生産環境データを収集、分析するための経費です。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

33ページをお願いいたします。

1の県民参加の森づくりとCO₂吸収源対策の推進については、(1)県民の未来につながる森づくり事業の①で、森林ボランティアによる森づくり活動を支援し、②では、森林環境教育活動などを行い、③では、森林のCO₂吸収機能の理解促進により、企業の森づくりを支援します。

(2)では、森林吸収量のクレジット化に取り組む事業者を支援してまいります。

次の段、2の治山対策の推進は、山地災害から県民の生命、財産を保全するとともに、生活環境の保全を図るため、(1)治山事業では、災害箇所への復旧や予防対策を実施し、(2)治山激甚災害対策特別緊急事業では、7月豪雨で発生した山地災害の復旧について、5か年間で集中的に取り組めます。

34ページをお願いいたします。

3の山地災害未然防止対策の推進は、事前防災のソフト対策として、(1)山地災害未然防止対策事業の①で、森林パトロールにより山地災害危険地区などの調査、点検を行い、

②では、レーザー解析により地滑りなどの危険箇所を把握し、③では、防災教育などの実施に取り組みます。

(2) 山地災害情報共有システム構築事業は新規事業であり、災害調査アプリを開発し、災害情報を森林クラウドに連携させることにより、情報共有の効率化に取り組みます。

次の段の4の保安林の整備の推進は、水源涵養や土砂流出防止といった機能が低下した保安林において、①において植栽や下刈りなどの森林整備、②により溪流の危険木除去や本数調整伐採などを実施するものです。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

35ページをお願いします。

項目1の稼げる水産業づくりの推進につきましては、本県の水産業を持続的に維持発展させるため、環境への負担軽減を前提とした稼げる水産業の実現を目指すものでございます。

説明欄の(1) 県産あさり流通促進事業は、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、県産アサリを消費者に確実に届ける熊本モデルの持続可能な運用体制の構築及び監視など、産地偽装の抑止の取組に要する経費です。

(2) のくまもとの魚海外市場ターゲット拡大事業は、県産水産物の輸出促進の取組に対し助成するものです。

(3) のスマート養殖業普及拡大事業は、魚類養殖におけるICTを活用した自動給餌システム等の技術開発に対し助成するものです。

(4) の未来の漁村を支える人づくり事業は、新規就業希望者等に対する漁業研修など、新規漁業就業者の確保や育成の取組に対し助成するものです。

(5) のブリ親魚養成・採卵技術開発試験と

(6) のブリ人工種苗量産技術開発試験は、ブリ養殖に必要な種苗を確保するため、ブリ親魚養成技術と採卵技術、人工種苗量産技術を確立し、人工種苗の供給体制の構築を目指すものです。

36ページをお願いします。

次の資源管理と栽培漁業の推進につきましては、水産資源の回復や持続的利用を図るため、種苗放流による栽培漁業や漁獲規制等による資源管理型漁業を推進するものでございます。

説明欄の(1) 有明海・八代海再生事業は、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増殖技術開発を通じて、漁業の振興と生息環境の改善を図るものです。

(2) の県産あさり資源回復事業は、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、県産アサリの保全、育成の取組を支援するものでございます。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

37ページをお願いいたします。

1段目は、漁港のしゅんせつ土砂受入地整備の推進でございます。

有明海沿岸の漁港は、土砂の堆積が著しく、継続的なしゅんせつが必要でございますが、既存の土砂受入れ地の満杯になる時期が迫っているため、県と熊本市、玉名市、宇土市が共同で、宇土市管理の住吉漁港に土砂受入れ地を整備することとしてございます。

(1) 水産物供給基盤機能保全事業費は、土砂受入れ地整備に向けた環境影響評価を行う宇土市への助成で、(2) 漁港漁場整備負担金は、宇土市実施の事業への県の負担金でございます。

2段目は、牛深ハイヤ大橋の支承損傷に係る恒久対策工事等の推進でございます。

牛深ハイヤ大橋が今後も長期にわたり安全

で円滑に通行し続けられるよう、(1)水産物供給基盤機能保全事業により、恒久対策の検討及び工事を行うものでございます。

3段目の水産資源を育む漁場整備の推進は、漁場において覆砂による底質環境の改善や投石による藻場造成を実施し、生産力の回復を図るものでございます。

38ページをお願いいたします。

防災・減災、国土強靱化の取組みの推進でございまして。

漁港施設等の機能強化や防災・減災、国土強靱化の取組を加速するため、(1)から(4)の事業により、施設の長寿命化や耐震化を行うものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございまして。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

ここで、ちょっと室温も暑くなってまいったものですから、委員並びに執行部の皆様方で暑い方は上着を取られても構いませんので、お伝えさせていただきます。遅くなりましてすみません。

それでは、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って、着席のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 11ページの流通アグリビジネス課。地産地消の推進という説明を聞きながら、ぜひこの地産地消の推進をやっていたきたいというふうに思っていて、それは、これまで以上にやらなきゃならない外的要因が生まれているという意識をしっかり持ってほしいということでありまして、御承知のとおり、2024年問題というのは、もう来年の話でありまして、熊本が食料の供給県であると

いうこと、これはもう誰でも知っていることでもあります。

遠隔消費地、東京や大阪に、今までのようにトラック輸送に頼って送ることが、できないことはないですけども、やればやるだけその経費は大きくなるということ、それはもう間違いない話でありまして、その対策を全体的な事業の中でどうお考えになっているのかなというのが、今いただいた説明の中では私には見えてこなかったわけでありまして、来年から、多分九州全体、それから東京からとか大阪から、半径でかなり離れた地域というのは全部このトラック輸送に対する問題が生まれてきます。しかも、これは労働時間との関わりがあって、もう片目をつぶれという話は、もう4年前に既にやって、今経過措置をやっているという状況でありますから、来年からは、かなり厳しく待たないということになるんじゃないかなと。もう来年なんですね、それがね。

当然これは流通業界の皆さん方が主体的には考えていただかなければならないし、農業団体をはじめとした農家の皆さん方が一生懸命作った農産物をどうやって消費地に持っていくのかということをしっかり考えていかなければなりません。地産地消という前提でいけば、もちろん余るんですよ熊本の場合は。しかし、なるべくたくさん地産地消でやっていただきたい。そして、買取りの値段は同じですよ。流通経費が乗っている分東京は少し高いですと、大阪も高いですと、でも、熊本で買えば同じものが熊本の値段なんですという形で地産地消をまず今以上に推進し、供給県ですから、出さなきゃならないことはよく分かっていますけれども、出す量を減らすとか、もしくは出す方法を考えるとか。

おととい、特別委員会の交通対策特別委員会の中で、空港輸送の話が出ておりました。これは海外への話だったんですけども、海

外への航空便の輸出の話というのは別に大事だから頑張っていたかなきゃならないけれども、その前に、国内線の中で、農産品も含めた産品を国内輸送で、飛行機で運ぶということもしっかり考えたほうがいいんじゃないですかという御提案もさせていただいておりますが、2024年問題を前提に、地産地消の取組であったりとか、流通をどうやっていくのかであったりとかというのがどうなっているのか、何も説明が聞けなかったもので、多分お考えにはなっていると思いますが、ちょっとお話しただければと思います。

だからどこが担当なのかもよく分からないんですね、これは。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

流通アグリビジネス課のほうで、地産地消に加えまして、お話ありました2024年問題、こちらも担当させていただいております。併せて御回答させていただければと思います。

1つ目の地産地消の推進に関しましては、先生お話しのとおり、非常に重要な課題というふうになってきていると認識しております。食料の自給率の向上、ひいては食料の安全保障といったところにつながる根本的な考え方、活動であるというふうに認識しております。

熊本県内で見ますと、県民アンケートを毎年実施しておりますが、地産地消に関心を持っている県民の方は、大体例年この数年9割を超えてきているということで、認識は広がっているのかなというふうに思っております。

ただ、一方、じゃあ県産品を買う活動をされていらっしゃるかといいますと、大体43%ぐらいということで半減してしまうということでございます。できるだけこの活動、要は購買を増やしてもらおうということで、私たち、今特に買う率が少ない若者に対して、S

NSを活用した周知活動を、昨年度から力を入れてきているという状況でございます。

まず、地産地消に関しまして、この6月の議会でまた御提案させていただいておりますけれども、いろいろな場所で、今回は企業の社員食堂、こういったところでも使っただけじゃないか、誘致企業に対してお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

その意味で、先生おっしゃいました地産地消は、輸送に関しても、燃料を使わないで済むということもございまして、フードドライブという視点でSDGsにもつながるというふうに考えておりますので、このあたりをしっかりとPRしながら進めていきたい。それで、県民が、非常に食べておいしい、よかったというものを県外に出していけるような、そんな流れにできればというふうに思っております。

それから、2024年問題に関しましては、先生おっしゃいましたように、来年の4月には法の施行という形で、トラックドライバーの時間外の上限規制が始まるということで、全国的には14%程度物が運べなくなるのではないかとこのように言われておまして、農林水産に限っていいますと、3割運べない可能性が出てくるということがございます。

実は、これが前々から言われていたものなんですけど、ここに登場するプレーヤーとして、荷主、それから物流事業者、そして着荷主ということで、関係する者がいらっやいまして、それぞれが一斉に対策を取っていかないとイケないんですけど、なかなかこれが、お互いがやればいけないかという視点もある中で進んでこなかったと。実は、これは政府も非常に危機感を覚えていらっやいまして、今月の6月の2日になりますが、政府のほうで、政策パッケージというものとガイドラインというものを出してきました。ここには、それぞれ申し上げました荷主、着

荷主、発荷主、物流事業者それぞれがやるべきことを明記してきたということになっております。それぞれ実施することがはっきりしましたので、熊本県内におきましても、関係者の情報共有、それから意識啓発、これは改めて徹底していきたいと思っております。

あわせて、今JAそれぞれを回らせていただいて、どういう対策をしていくかという確認をしております。中には、東京に物を持っていくに当たって、早めに物を出していくような仕組みづくりといいますか、午前中に出していくやり方、こういったことをすると、東京まで法を守りながら出せるんじゃないかという話もございます。そういったことをしっかり受けながら、いいモデル事例としまして広めていきたいと。そのことで、2024年の4月を迎えた段階で、熊本の農産物が運べないという状態にならないように、そこはしっかり対策を取っていききたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 そういう話がありますから、まずは地産地消をしっかり推進しながら、県内でしっかり消費があるという状況もつくっていくということが大事だろうと思えます。その上でやっぱり出していかなければなりません、どう考えても、今の値段から考えれば、同じ農産品であっても、恐らく大きな消費地、東京とか大阪では、今の値段と比べれば上がらざるを得ないだろうというふうに思いますので、そのことも踏まえて、しっかり、これは政府でやるべき話でしょうけれども、そういう流通というのを守っていかなければいけない。でも、労働時間もちゃんと守ること、これは当たり前のことでありますから、そういうことを、両方をしっかりコーディネートしていけるのは多分県ぐらいしかないんだらうと、今おっしゃったとおり、生産者、荷主です。発荷主と中間の運送業者、

そして受け荷主、それを誰がどう管轄するのかよく見えないものですから、ぜひしっかりコーディネートして、うまく、24年問題が解決というわけじゃないとは思いますが、着地できるように頑張ってください。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山口裕委員 先ほど国が示した物流のガイドライン、これまでにない、全体での取組を促すものかなというふうに理解したところですが、

実は、県内でも、同じ農産品を一度集荷して出荷しよう、そしてまた地産地消にもつなげようという考え方もあるようで、そういった中で、条件不利地域の天草の問題なんです、熊本の集荷場までは、その産地で負担しなければいけないという方向で議論があっているやに聞いております。こういったことも、集荷の意義とかも考えていただきながら、そしてまたガイドライン等も踏まえて、生産地が不利に陥らないような取組にしてほしいなとも思ったりするんですが、そういったところは見解いかがでしょうか。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

先生今お話ございましたとおり、やはり2024年問題は距離に関わってくる部分が非常に多うございますものですから、例えば熊本県内でいきますと、天草の地域、人吉・球磨の地域、この辺りをどうしていくのかというのは非常に大きな問題というふうに捉えております。

その中で、私どもJAの皆さんとお話する中で、やはり先生お話ありましたとおり、荷を集めて持っていく、途中まで持っていくところにも余計なお金がかかってしまうという

話もございます。このあたり、じゃあどういうやり方があるのか、それぞれのJAで出荷する分をまとめて、積載率を上げた上で送っていくというようなやり方ができるのかどうか。このあたりは、それぞれJAさんが主体になって考えていただくことになるんですが、そこはしっかり丁寧にお話をお聞きしながら、県でできること、あるいは県を超えるような権限あるいは財政的負担というのが出てくるようであれば、これは国に対して要望していくということでしっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○山口裕委員 よろしくお願ひします。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○山口裕委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございせんか。

○橋口海平委員 33ページ、森林保全課の1の②と③について質問いたします。

森林環境教育というのが重要になってくるんだろうなというふうに思っております。

先日ある報道番組を見てたら、あるコメンテーターが、森林環境譲与税、これに対して反対の多分立場だったと思うんですが、これだけ日本、緑がある中で、もう森林整備なんか行わなくていいみたいな発言をされてたんですよね。前、前川先生が、若いうちに、育っていくときにやっぱり二酸化炭素を吸って酸素を排出するというようなお話をされておりました。それってとても大事なことだというふうに思っております。

ただ、そういうふうにテレビで、やっぱりちょっと違った発言があると、森林整備でなくていいんだって都会の人たちは特に思う

と思うんですよ。

この森林環境教育というものを今後どういうふうにして、特に子供たちに教えていただきたいなというふうに思ってるんですが、これは学校とかではどういうふうに今取り組んで、今後いくのかというのをちょっとお伺いできますか。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

森林環境教育につきましては、森林保全課もやっておりますけれども、林業振興課で、小学校、中学校を対象とした木育活動も進めております。そういった中で、森林の役割、あるいは木を使うことで炭素を固定するといった役割もあるんだということをしっかり子供たちに教えていくというような取組を行っております。

あわせて、子供たちあるいはその父兄の方々と一緒に木に触れて、木のよさ、温かさを知っていただくというような取組、木工教室なども一緒に行っているところでございます。

以上でございます。

○橋口海平委員 ぜひ、もう高齢な樹木はあんまり酸素とかそういうのを出さないというのも、育っていくときにそういう、出すんだよというのも、ぜひ広めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○山口裕委員 すみません。36ページ。

資源管理と栽培漁業の推進ということで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これまで、八代海、有明海の再生を軸としながらも、放流等も含めて水産資源の回復や確保を頑張って推進しておられるわけなんですけど、実は、地元で、八代海はもう死んだと言う漁業者がいらっしやって、魚種によっては、ほとんどもう取れないという魚種も出て

きています。

そんな状況を聞きますと、様々な状況がありまして、例えばその魚種を取る方以外の方の漁業が影響しているとか、例えば養殖業に使う餌を確保するために捕獲する親魚がいなくなって、その魚種が減ったとか、そういった実情があるようであります。

これまで、再生については、底質でありますとか、アサリ貝の生育の状況とか、そういったことも一生懸命やってきていただいておりますし、また、放流によっては、4県での連携等も踏まえて放流事業をやっているわけなんですけれども、今後、もう一回、そこに生息する魚種について、しっかりと調査することが必要ではないか。それをやった上で、今後の水産物の回復に実効性を高める、そんな意味でも必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

八代海の漁獲におきましては、減少しているという状況でございます。令和2年の豪雨におきましても、干潟域でのアサリがへい死しております。そういった中で、アサリにつきましては、地元のアサリの稚貝の保護とか、そういう環境の改善の中で増えてきている状況でございます。水産資源の回復全般につきましては、やはり漁場を保全して、それから増やしていく増収の取組というのが必要と考えております。

そういった中で、資源の回復の取組として、まず、種苗放流、八代海におきましては、地域の特産でありますアジアカエビの共同放流をして、資源を添加していくと。併せまして、生育する場としての藻場づくり、そういうものを合わせて、まず漁場環境を整備していくということで取り組んでいるところです。

あわせて、もう1点としては、今ある

資源をやはり管理して、それを持続的に活用していく、利用していくという取組が必要と考えておりまして、水産資源の管理につきましては、国のほうでも、令和2年の漁業法改正に伴いまして、資源を評価して、その評価に応じた管理というのを進める取組を進めておられます。

そういう中で、県におきましても、これまで、取る方法とか、あるいは休漁日を設けると、そういう資源管理の取組は推進しておりますけれども、今回併せまして、八代海の資源を評価しまして、特にイワシとかにおきましては、小さい魚を取る漁法もありますし、大きい魚を取るという漁法もありますので、その資源をまず評価した上で、その漁獲量を管理していくと、そういう取組を進めていきたいということで今進めているところでございます。

○山口裕委員 十分検討の準備はできているということですので、実効性のあるものにつながるにはまだまだ時間がかかるかなと思いますが、今の時点からしっかりこの取組をやっていくということが重要だと思っておりますので、どうぞ頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑は。

○西聖一委員 16ページになりますけれども、土地利用型農業の件でお尋ねいたします。

今度学校給食が、昨年から、熊本県の場合は国産小麦、県産小麦を100%使いますということで、非常にいい動きが出てきている中で、今年の小麦、今年、よく取れていると思うんですけれども、面積がやっぱり減っているんじゃないかなという感覚で、ずっと現地見えています。それから、大豆もこれからの食品ということで、すごくニーズが上がってきて

ます。

それから、ここには、16ページとは違うんですけども、飼料生産のほうでも、トウモロコシも作付拡大ということで県も取り組んでいるんですが、いろいろ現場に入ると、もう機械がなくなれば植え付けない、米もそうなんですけれども、そういう農家がどんどん出てきている中で、この土地利用型農業を守るために面的な確保とか生産力確保と、それから担い手確保、ずっと生産団体とやっってるんですけども、今後の見通しはどんな感じでおられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思ってます。

○武田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

土地利用型につきましては、先ほどございました小麦、大豆でございますけれども、面積はいささか伸びているというような状況ではございます。しかしながら、やはり気候的な問題もございまして、生産量が安定しないというのと、収量が安定しないところがございまして、海外からの輸入物が日本では幅を利かせているんですけども、そこをしっかりと対応していけば、ちゃんと戦えるのではないかと考えております。

ですので、今回も事業を上げておりますけれども、小麦でございましたらば、高品質な小麦を作るというような形で、品質をまず安定させて、それで販売先をちゃんとつくった上で収量を広げていく、産地をつくっていくというような考え方でおるところでございます。

で、将来的な土地利用型でございますけれども、やはり、日本の水田等々を守る上では、しっかりとそこで作付をしていかなければならないのかなと考えております。ですので、これまでも、地域営農組織とかも踏まえて、個人では難しいところがあるだろうから、集団である程度機械の導入コストを下

げながらいかうかというところでございます。

国のほうも、そのような形で、補助事業等々も出しておりますので、そういうところをしっかりと活用しながら、守るべき農地は守っていくというような形でございます。

以上でございます。

○西聖一委員 地産地消の部分は前川先生と同じ意見で、やっぱり地元のニーズにしっかり応えていくことだと思いますし、これまでも、集落営農とか生産団体を育成しながら守ってきたんですけども、それすらもう維持が困難じゃないかというのを本当に懸念しておりますから、やっぱり、オペレーターにしろ、集団育成にしろ、もう人が本当いないというのをしっかり見据えた中で、やっぱりちょっと長期展望を持ってもらったらなということでお尋ねさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○竹崎和虎委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

それでは、引き続き、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、各担当課長から順次説明をお願いします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和5年度6月補正予算総括表でございま

す。

(B)欄が6月補正額で、欄の一番下、合計欄を御覧ください。農林水産部の6月補正合計額は、15億700万円余の増額補正です。6月補正後の総額は、一番右、計の欄の一番下、合計額のとおり、728億円余となっております。

この後、主なものを各課から説明いたします。

農林水産政策課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

5ページをお願いいたします。

上から2段目、農政企画推進費の右側、説明欄を御覧ください。

フードバレーアグリビジネスセンター加工試作機能強化事業は、県のアグリビジネスセンター、これは、農産物を生かしました加工品の試作を支援するために、平成27年度に八代市に開設した施設となりますが、ここにおけるウィズコロナ、いわゆるアフターコロナに対応しました農産加工品の高温レトルトパック、あるいは急速冷凍などに対応するための機器更新に要する経費となっております。

次に、農産物流通総合対策費の説明欄、くまもと食と農の発見事業は、地産地消の推進を目的に、企業の社員食堂における県産食材の活用やフェア実施支援に要する経費となっております。

次に、ブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プロジェクト事業は、燃油高騰等で利幅が減少した農水産物の消費を拡大し、生産者の所得維持を図るために、県内の地産地消協力店1,000店舗ございますが、こちらにおいて行う県産品購入のフェアを行う経費となっております。

次の2、県産食材販売営業力強化事業は、コロナ禍で売上げが減少しました農産加工品を扱う事業者を対象に、首都圏で実施される

食品の大商談会、SMTS、スーパーマーケットトレードショーへの出展等を支援するための経費となっております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の土地保全対策事業費の説明欄、環境負荷低減活動推進事業は、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減活動計画の認定制度を推進するため、PR活動やホームページ改修を行うものでございます。

3段目の国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、環境保全型農業直接支払事業に係る過年度交付金の一部返納でございます。

5段目の管理運営費の説明欄、飼料等高騰対策研究加速化事業は、自給飼料生産や自動化、遠隔化に係る研究のための機器導入でございます。

農業技術課は以上でございます。

○武田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の野菜振興対策費の説明欄1、選ばれる園芸産地緊急支援事業は、コロナ禍において消費地での販売促進活動の機会が減少していた農業者等が組織する団体等が実施する、大消費地でのPRや販促資材の作成などの販売力強化に対して助成を行うものです。

2、生産資材価格高騰緊急対策事業は、燃油や生産資材の価格が高騰し、農業経営に影響を及ぼしていることから、10%のコスト削減に資する資材導入や集出荷施設等の光熱費高騰分に対し助成するものでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の畜産振興対策事業費でございます。

説明欄1の酪農理解醸成・消費拡大緊急対策事業は、消費が低迷した牛乳、乳製品の消費拡大のため、酪農の理解醸成や消費拡大キャンペーン等の取組を支援するものでございます。

2の熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業は、粗飼料の利用割合が高い酪農経営を対象に、生産コスト削減や飼料自給率の向上等の取組を要件として、購入粗飼料等のコスト上昇分の一部を助成するもので、昨年度に引き続き支援するものでございます。

3の配合飼料価格高騰緊急支援事業は、飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部を助成するもので、昨年度に引き続き支援するものでございます。

4の自家配合飼料製造者緊急支援事業は、単味飼料であるトウモロコシを調達し、自家配合飼料を自ら製造、利用する畜産農家の飼料輸送費等のかかり増し経費の上昇分の一部を助成するものでございます。

9ページをお願いします。

上段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1、優良肉用牛生産加速化事業は、厳しい経営環境にある肉用牛繁殖農家が行う新しい技術であるゲノミック評価を活用し、早期に繁殖雌牛の能力を把握することで、効率的に優良な子牛生産を行うための取組を支援するものでございます。

2、効率的子牛生産酪農緊急支援事業は、厳しい酪農経営の改善のため、和牛やF1生産による所得向上を図りつつ、効率的に後継牛を確保するため、雌が生まれる性選別精液利用の取組を支援するものでございます。

3、種雄牛管理センター等機能強化事業は、県有種雄牛を管理し、凍結精液を供給し

ている種雄牛管理センターにおいて、ICT技術を活用した飼養管理の効率化や凍結精液の効率的な製造、品質確保のための機器等の整備を行うものでございます。

下段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄、養豚経営継続支援緊急対策事業は、県産豚肉の消費拡大や衛生対策等による生産性向上など、健全な養豚経営を維持するために必要な取組を支援するものでございます。

下、10ページをお願いします。

1段目、循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄、自給飼料増産総合対策事業は、既存の事業を拡充し、採草、放牧地等の土壤改良に必要な資材購入費等に要する経費の一部を支援するものでございます。

2段目、畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、畜産農家、処理施設、輸出事業者で構成するコンソーシアムが行う輸出先でのプロモーション活動等、畜産物の輸出拡大の取組に対し助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

11ページをお願いいたします。

上から2行目の新しい農業の担い手育成費の説明欄、新規就農者ハウス継承緊急支援事業は、研修機関が新規就農者へ貸し出すためのハウス整備に対する助成です。

次に、下から2行目、農業大学校費の説明欄、実践力強化研修教育高度化事業は、ウィズコロナにおける農業人材を確保、育成するための農大の実習支援体制の高度化に要する経費です。

農地・担い手支援課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金については、説明欄、農業農村整備事業の事業費確定に伴う負担金、分担金の返納金でございます。

4段目の単県農地防災施設管理費については、農業水利施設で使用する電気料金について、高騰分の一部の助成を行うものでございます。令和4年度に引き続き実施します。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

13ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費の説明欄、インバウンド向け農山漁村の魅力発信事業では、インバウンド需要を県内中山間地域へ呼び込むために、農山漁村地域の食や体験ツーリズム等の魅力発信に向けて、多言語対応のPR冊子の作成やPR広告等に要する経費でございます。

むらづくり課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

14ページをお願いします。

森林計画樹立費につきまして、債務負担行為の変更をお願いしております。

これは、地域森林計画の策定に係る森林の現況調査、計画書及び関係図面類の作成等に必要なパソコンのリース費用に係る債務設定です。

森林整備課の説明は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

15ページをお願いします。

2段目、浅海増養殖振興事業費の説明欄、

有明海ノリ色落ち対策事業につきましては、赤潮に強い、持続可能なノリ養殖生産体制を構築するために行う海底耕うんによる漁場環境の改善や漁場調査等の取組を支援するものでございます。

3段目、水産物流通対策事業費の説明欄1の漁業資材コスト緊急低減事業につきましては、物価高騰の影響を受ける漁業者の漁業経営の安定を図るため、漁業用資材の価格の上昇分の一部を支援するものでございます。

また、2の漁業経営安定対策緊急支援事業につきましては、原油価格や物価高騰の影響を受ける漁協に対し、漁業用共同利用施設の電気料金の高騰分の一部を支援するものでございます。

最下段、栽培事業運営費の説明欄、種苗生産業務効率化支援事業につきましては、効率的な種苗生産体制を構築するための省力化につながる自動水槽底掃除機等の機器導入等に要する経費でございます。

下のページの2段目、水産研究センター費の説明欄、水産研究センター研究設備自動化・遠隔化事業につきましては、赤潮の発生状況等を自動的に観測するセンサーなど、作業の省力のために研究施設の設備を導入する経費でございます。

水産振興課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

17ページをお願いします。

17ページから44ページは、9月、12月、2月の定例会にて御承認いただきました令和4年度一般会計繰越明許費の御報告です。

私のほうから、17ページの総括表で一括して御説明させていただきます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。農林水産部全体で734件、362億円余の繰越しとなっております。

繰越しの理由につきまして、左の内訳欄に

3つの整理をしております。それぞれ補足させていただきます。

まず、計画に関する諸条件は、各種協議や地元調整に不測の日数を要したものと国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末となり、工期の確保ができなかったものなどで、483件、251億円余です。

次に、資材の入手難は、災害復旧事業の集中やウクライナ情勢等の影響により、各種資材の入手に不測の日数を要したもので、149件、34億3,000万円余です。

その他としましては、自然災害により現場条件が変化し、復旧工法の検討に不測の日数を要したものと入札不調による設計見直しに不測の日数を要したものなどで、102件、77億5,000万円余となっております。

45ページをお願いいたします。

ここからは、事故繰越でございます。

令和4年度一般会計事故繰越し繰越計算書総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。農林水産部全体で198件、115億円余の繰越しとなっております。事故繰越の詳細につきましては、この後、各課から主なものについて御説明申し上げます。

農林水産政策課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

46ページをお願いします。

スマート農業技術導入支援事業費につきましては、国の令和3年度補正予算により、スマート農業機械の導入に対し助成をするもので、令和4年度に交付決定した地区のうち、3件について、中国でゼロコロナ政策の転換後に感染が急拡大した影響によりまして、中国からの部品の調達時期が大幅に遅れ、年度内の納品が困難となったものです。いずれも本年度内の完了を見込んでおります。

農業技術課は以上でございます。

○武田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

47ページをお願いいたします。

産地パワーアップ事業費につきましては、資材高騰等の影響から入札不調が発生するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大によるハウス等の骨材の入荷遅延や鉄骨加工場、亜鉛メッキ加工場での作業員不足が重なり、当初予定していた竣工時期に間に合わなかったことから事故繰越となったものでございます。

なお、8月末を竣工予定としているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

48ページをお願いします。

畜産クラスター事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、附帯設備であるパーラーの原材料である半導体等の不足により製造に遅延が生じ、施工に期間を要したものが1件となっております。この事業につきましては、10月末までの完了を予定しております。

畜産課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

49ページをお願いします。

1段目、農業農村整備調査計画費については、農業農村整備事業の計画を策定するための調査に関する経費で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、関係者との協議に日数を要したものが2件となっております。

繰り越した業務につきましては、既に請負業者との契約を締結しており、年度内の完了を目指して調査の進捗を図っているところでございます。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

50ページをお願いします。

最上段、地域密着型農業基盤整備事業費から、51ページ2段目の単県農業用ダム機能強化事業費までの7つの事業につきましては、農地や農業用施設、農地防災などの整備を行う事業です。

51ページ、3段目、4段目の農林水産業災害復旧費は、農地や農業用施設の災害復旧事業です。

以上9事業、66件の事業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、施工業者における人員確保等が困難になったもの及び令和4年9月の台風14号の影響により、工事施工に不測の日数を要したことが事故繰越の主な理由となります。

なお、繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内完成を目指し、事業の進捗を図っております。

農地整備課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

52ページをお願いします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費、2段目の民有林作業道災害復旧費につきましては、助成した者における路網の開設または復旧工事において、令和2年7月豪雨の工事事業拡大から、人員確保等が困難となり、不測の日数を要したものがそれぞれ1件ずつとなっております。

また、3段目の県有林作業道等災害復旧費につきましては、県有林の路網の復旧工事において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したものが2件となっております。いずれも年度内完了を予定しております。

す。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

53ページをお願いいたします。

1段目の林業・木材産業生産性強化対策事業費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、製材加工設備の納入が遅延し、5か月間の事業中断を余儀なくされたものが1件です。

2段目の県営林道事業費から4段目の現年林道災害復旧費まで、令和4年台風14号の影響により、資材運搬路が被災し、工事車両の通行が困難となったため、工事施工に不測の日数を要したものが合計56件です。いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

54ページをお願いいたします。

1段目の治山事業費は、山地災害の復旧や予防を行う事業ですが、繰越しの理由の欄のとおり、7月豪雨災害以降の豪雨に伴う災害復旧事業の集中により、施工業者における人員の確保、資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことによるもので、26件となっております。

2段目以降も同じ理由であり、2段目の治山激甚災害対策特別緊急事業費は、令和2年7月豪雨の被災箇所を5年間で復旧する事業に伴うもので17件、3段目の緊急治山事業費は、令和3年8月大雨の被災箇所について、発災年度に予算措置を行い緊急に行うもので4件、4段目の単県治山事業（県営）は、令和3年8月大雨の被災箇所において、国庫で採択されない小規模な事業で8件となっております。

55ページをお願いいたします。

2 段目、過年治山災害復旧費は、令和2年7月豪雨の施設災害の復旧箇所4か所となっております。

以上、いずれにつきましても年度内完成を予定しております。

森林保全課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

56ページをお願いいたします。

1 段目の水産物供給基盤機能保全事業費、2 段目の水産生産基盤整備事業費、3 段目の単県漁港漁場調査事業費は、県内の漁港施設の老朽化対策、または機能強化対策に要する経費で、牛深ハイヤ大橋の仮設工事や赤瀬漁港の浮き桟橋工事等になります。これらは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、工事施工における資材及び人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したものと、関係者との協議に不測の日数を要したもので、4件でございます。これらにつきましては、いずれも年度内完了を予定してございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

市町村負担金関係の議案について御説明させていただきます。

57ページをお願いします。

議案第10号、国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更についてでございます。

詳細の説明については、59ページをお願いいたします。

まず1番、議案の概要にありますとおり、国営川辺川土地改良事業が昨年度完了いたしましたことに伴いまして、今年度から、市町村の負担金を徴収いたします。

この際、2番、議案の趣旨にありますとお

り、土地改良法第90条第9項及び第10項の規定に基づき、市町村の負担金について、県議会の議決を諮る必要があります、お諮りするものです。

昨年12月議会において、総事業費が確定する前に予納をする必要があります市町村負担金の約9割について議決いただいております。本議会では、これを変更し、市町村負担金の全額をお諮りするものです。

3番、議案内容にありますとおり、市町村の負担すべき額としてお諮りするものでございます。

農村計画課は以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

60ページをお願いいたします。

専決処分の御報告です。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定について報告させていただきます。

61ページにより御説明させていただきます。

事故の概要ですが、令和元年10月25日に天草市で発生した交通事故に伴うものです。

事故の当事者は、天草広域本部農林水産部林務課の職員で、相手方は個人の車両です。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

職員が運転する車両が反対車線へ転回した際に、後方から進行した相手方の自転車と接触したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が物的損害分が90%、人的損害分が100%で、

5、損害額及び損害賠償額のとおり、物的損害分26万9,456円、人的損害分19万4,454円を賠償するもので、5月18日に示談が成立しております。

交通事故防止につきましては、職場での研修の実施や各種会議での注意喚起等を一層強化してまいります。

農林水産政策課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

資料は62ページからの令和5年度の実績事業ということになりますが、70ページ以降にその事業の詳細を記載させていただいております。令和4年度の実績も含めて記載をさせていただいております。説明させていただく資料は、69ページを使用させていただきたいと思っております。

69ページをお願いいたします。

この資料の2、報告の内容の項目を御覧ください。

令和4年度につきましては、補正予算も含みまして、全体で11部局84施策に取り組みました。令和5年度につきましては、当初予算分でございますが、(1)から(5)の5つの観点から、11部局、81施策に取り組んでまいります。

まず1つ目は、県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成で、7部局、26施策の取組を行ってまいります。近年、県民の地産地消への関心は9割を超えておりますが、若い世代の関心をさらに喚起し、実際の購買行動につなげるために、登録人数が3,000人を超えておりますが、こちらのSNSを活用した効果的なPRを展開してまいります。

2点目は、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大で、8部局27施策の取組を行います。県内の直売所等における販売促進活動の支援を中心に、現在県内で20か所の直売所で実施中の相互の産品融通などを行う物流ネットワークの維持拡大に取り組んでまいります。

3点目は、経済循環及び地域活性化で5部局、16施策の取組を行います。直近の統計では、販売額が787億円、全国で第3位となっております県内における加工食品開発など六次産業化の取組、こちらを農林水産業と商工

業、観光業との連携によりさらに進めてまいります。

4点目は、農林水産業が果たす多面的機能の再認識で、2部局、9施策の取組を行います。県民と一体になって地産地消の取組を進めていくために、生産者と消費者から成りますくまもと食・農ネットワークでの県民参加型のイベント等の取組を行ってまいります。

5点目は、条例のPRということになります。

流通アグリビジネス課からの報告は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 8ページ、畜産課のほうにお尋ねしたいと思います。

今回の補正予算の大宗は、コロナ対策によって、様々な資材の高騰があって、その補填金を賄っていくという趣旨で出されていると思っておりますし、ほかの課も、コロナ対策というのがずらずらずらっとずつと並んでおりますから、ここで聞いておきたいんですけども。コロナは、実態的にはまだ残っていると思っておりますけれども、いわゆる5類に下がったということで、我々の社会生活そのものの影響というのは、2類の頃から比べればかなり軽くなっているなというふうに思っておりますし、それは世界の潮流だというふうに思っております。

そういった中で、資材が上がっている。これは輸入粗飼料も含めてであります。上がっているこの流れが、この後どう動いてい

○岩田技術管理課長 まず、建設資材の関係についてですけれども、現在、公共工事におけます資材関係につきましては、毎月調査を行っておりまして、最新の単価を採用している状況であります。ガソリンで言いますと、2年前のを100%としますと、令和5年4月現在で15%の上昇率というふうになっているところで、現在のところは高止まりという状況になっております。

また、急に上昇した場合の対応ということですが、積算時点と契約時点で、単価に差が生じた場合においては、契約時点の単価で変更を行うという取扱いをしているところです。また、それ以降の工期内で著しく上昇した場合には、請負契約約款のスライド条項に基づいて変更契約を行うということと、あと、特に実際の価格とその設計単価に違いが生じた場合には、購入した月の見積りを提出いただくということにおいて、その実際の購入価格で変更契約を結ぶというふうに現在のところ対応している状況です。

以上、説明を終わります。

○前川収委員 輸入粗飼料をはじめとした物価が、コロナが落ち着けば、全部下がれば、元の値段に戻れば、これはこれでありがたいことだと思っておりますが、今のお話もありましたとおり、多分そうならないだろうなとみんなそう思ってるんだと思うんです。そこでありますけれども、熊本は大きな畜産地帯でありまして、畜産供給県なんですね。前、課長とちょっと話したときに、例えば日本にいる養豚、豚の飼料を全部国内産で賄うときに、どのくらいの面積が要りますかと私が尋ねたら、日本中の農地を全部使って、全部飼料畑にしても足りませんというお答えをいただいたことを今でも覚えています。それは感覚的な話で正確な話とは思いませんけれども、それぐらいたくさん粗飼料、今の畜産

の経営体制から見れば、飼料を作らなきゃならないという状況にあるということでありませぬ。

大変難しい話だと思いますけれども、全て国産で賄うことは非常に難しいと思いますが、国産率を高めていく努力というんですかね。それは品種改良とか、そういったことも含めてでありますけれども、今まで100%輸入でしたやつを、例えば50%ぐらいは国産で賄いますよと。50は無理だという顔を今されたんですけども。例えばですね、例えば。そういうことをしっかりと畜産先進県として取り組んでいく。畜産に限らずなんだけれども、さっきの地産地消の話も同じような話でありますけれども。そういったことに対して農研センターでもしっかりと努力をしていただき、そういう連携の中で、こういう品種の開発とか、そういったものできないのかなというふうに思っておりますが、いかがですか、農研センター。

○楮本農業研究センター所長 先生おっしゃるとおりで、農研センターには、2つ役割があるのかなというふうに思ってます。

1つは——その前提としまして、やはり全国トップクラスの農業県でございますので、それを持続的に維持発展させていくためということでございますが、そのためには、委員おっしゃいました品種の開発、それから新技術の開発、2つが農研センターの役割かなということで現在取り組ませていただいているところでございます。

品種につきましては、畜産だけではなくて、これまで、最近では「くまさんの輝き」だったり、「ゆうべに」だったり、また、直近ではEC12、果実連では「ゆうばれ」というようなことで販売をさせていただいて、非常に話題になりましたけれども、そういったもので、品種については、本県の魅力を発揮できるようなということで、今しっかりと取り

組んでいるところでございます。

ただ、ちょっとトウモロコシ飼料関係につきましては、どちらかというと民間のほうが進んでおりますので、そういったものを本県の生産にどうすればできるかというような、実態に合った生産の技術というのを進めているところでございます。

それともう1つ、技術の開発につきましては、先ほどから出ておりますけれども、やはり最近人手もないというようなことで、スマート農業、それから、環境に優しいということのみどり戦略なんですね。対策というようなことで、2本柱で今進めているところでございます。

ただ、これは、どちらかというと、ちょっと将来的な分ということで取組を進めているところでございますけれども、それともう1本、先ほどからお話出てます資材高騰対策、これにつきましても、原課からの令達もございますけれども、肥料であったり、飼料であったり、そういった分の燃油も含めてですけれども、削減できるような技術開発ということで、今年度から本格的に進めさせていただいています。

ただ、生産者の方々は、もうすぐそういうなのは求められますので、農研センターとしましても、できるだけ早く成果を出して、生産者の方々に提供できればというようなことで進めさせていただいているところでございます。

○前川収委員 ぜひそういったものの開発も頑張ってくださいと思います。

今の体制でほとんど輸入に頼るという状況が、この後ずっと安定していくとは到底思えません。どこかでやっぱりしっかり切り換えていくということ、一遍に全部100%切り替えることは不可能だと思いますけれども、少しずつでも切り替えていくという努力、お金を出して輸入すればできるんだという感覚で

は、もうこの農政は先に進まないで、将来がないというふうに思いますので、技術開発も含めて、しっかりそういったものに取り組んでいただきたいというふうに思いますし、肉質の問題なんかも、別に脂ぎったA5がいいって、高いけど。そういうのは、大分最近の消費者の意識は変わってきてるんじゃないかなというふうに思います。大豆で牛肉ができる時代ですよ。熊本県内でも作っていただけてますけれども、そういった科学技術もしっかり生かしてやってもらえればと思います。答えは要りません。

それと、さっきの価格高騰での契約の話なんですけれども、ぜひ物価スライド、しっかり実態に応じた形でやっていただきたいと思っています。

ただですね、工期が延びた分の経費もしっかり見ていただいているんだろうと思いますが、そこはいかがですか。

○岩田技術管理課長 今現在で、工期が延びたということで、その分の見合う経費を見ているかということ、ちょっとそこは実態としては、まだ難しいのかなと思っております。

ただ、どうしても機械のリース料とか、そういった部分が伸びたという話であれば、当然その部分については、変更を見るというふうにしております。

○前川収委員 すみませんくどくて。もう1回。

受注した事業者の理由で、100%その人たちの責任で延びるのは、それは当然、そののを追加する必要はないと思いますが、今の説明、事故繰りの内容であれば、不可抗力的な話で延ばさざるを得なかったという状況が生まれたときは、工期が延びれば、当然技術者の配置も含めて経費はかかるわけですから。それと、来年からは、週休2日を含めたいわゆる建設業の改革も必要です。そのとき

の工期設定は長くしないと週休2日はできません。長くなった分の経費というものは、これは当然あるわけでありますから、工事の経費の中でそういうことも考えていただくようお願いいたします。

以上です。答えは要りません。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山口裕委員 ちょっと関連するかもしれませんが、前川委員の発言ですね。研究機関であったり育成機関、すごく重要だと思っております。その上で、11ページの農業大学校費で、実践力強化の研修教育高度化事業ということで、もうこのあたり大きな期待をするんですが、先ほど所長のほうからは、将来のためのものか、さしてはまた、目の前の課題かということの発言もあったやに思っておりますが、今回のこの取組、どういったものか一度説明をください。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

今回の実践力強化研修教育高度化事業につきましては、農大の教育の高度化のために、ロールベアラ、コーンハーベスタ、加工室ボイラー、電解質生成装置、防疫資材保管庫などを導入しております。

これらにつきましては、低コスト生産に必要な高性能機械、あるいはHACCP対応の衛生管理、あるいは高度な家畜防疫体制など、時代のニーズに合った機械、施設を導入するものでございます。

現在、本県におきましては、先般の調査で426人の新規就農者ということで、前年度に比べて20名程度減少している状況でございます。ぜひこうした農大につきましては、新規就農者確保の本県での最も重要な機関の一つでございますので、こうした教育の高度化を

図ることで、担い手の育成確保、そういったものにつなげていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山口裕委員 説明いただいたとおり重要なことだと思っておりますし、目の前の課題の解消につながる、しっかりとした備えだと思っておりますので、積極的に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第10号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 はい、それではそのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求め

た後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

報告資料1をお願いいたします。

営農継続に向けた農地の確保対策について御説明をいたします。

まず、資料左側、背景及び課題についてでございます。

背景としまして、T S M C の進出表明以降、周辺地域では、さらなる企業進出を見込んだ農地の売買が加速し、農地の貸借契約の解除などが発生をしております。こうした中、課題に記載しておりますように、営農継続に向けた農地の確保などが課題となっております。

具体的には、農地の減少、飼料不足と農地に還元できない堆肥の過剰、農家が自ら代替農地を探すことの困難性、市町村をまたいだ農地の情報不足の大きく4つです。

県の方針につきましては、農業振興と企業進出の両立でございます。農家の営農継続支援を早急に進めていく必要がございます。

このため、右側中段の取組概要に記載のとおり、2つの取組を進めます。

まず、貸借可能な農地の把握及び情報共有の仕組みづくりとして、荒廃農地の状況や周辺道路など、農地ごとの状況を調査し、貸借可能な農地の抽出、整理を進めます。

さらに、農地の出し手と受け手のマッチングの仕組みをつくり、農家の営農継続のための農地の確保につなげていきたいというふうに考えております。

次に、飼料用トウモロコシの収量増加に向けた生産支援として、一期作から二期作体系への転換や肥培管理の徹底を進めてまいります。

実施体制としましては、農林水産部内の関係課で構成するプロジェクトチーム、営農継

続支援チームを設置し、取組を推進します。さらに、県北広域本部の農業普及振興課等、市町村や農業関係などの地元の関係機関と連携を図りながら、一体となって取り組んでまいります。あわせて、昨年12月に設置いたしました半導体拠点推進調整会議との協力、連携も図ってまいります。

最後に、さらなる取組の推進でございますが、今後も多くの企業進出が想定されます。新たな課題の把握や鳥獣害対策、簡易な基盤整備などの対策の検討も進めてまいります。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料②をお願いします。

食料・農業・農村基本法改正の動きについて御説明いたします。

1に経緯をまとめております。現行の基本法は、平成11年に制定され、約20年経過しております。その間に、国内外の食料生産供給の不安定化、農業従事者減少など、食料安全保障に関わる大きな情勢変化や課題が顕在化したことから、令和4年9月に検証部会が設置されました。

検証部会では、有識者ヒアリングも含め、16回の集中的な議論がなされ、施策の検証や今後20年程度を見据えた課題が整理されました。5月29日に、中間取りまとめとして、見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性が公表されました。

2に、基本理念の見直し案を記載しております。

(1)から(4)の基本理念が示されました。最も大きい見直しが(1)の国民一人一人の食料安全保障の確立という理念です。国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず、国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入

手可能な状態と定義し、平時から食料安全保障の達成を図るとし、そのために、①食料の安定供給のための総合的な取組、②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善、③海外市場も視野に入れた産業への転換、④適正な価格形成に向けた仕組みの構築が示されています。

また、(2)に環境配慮、(3)に生産性向上、(4)に農村振興関係が盛り込まれています。

3、今後のスケジュールです。

7月から意見等の募集がなされ、1月に国会に提出される予定となっています。併せて参考記載しておりますが、来年4月以降に、本県の計画を策定することとしております。

農林水産政策課は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 まず1番の、T SMCが出てくることによって、営農継続に向けた農地の確保対策ということで、県のほうでもしっかり努力をいただいていることを、まずは感謝を申し上げたいというふうに思っております。

しかし、まだ結果が出てないという状況にあります。もう具体的に言えば、今回県で造っていただく県営の工業団地24ヘクタールのうち、11ヘクタールが飼料を作っている農地であり、その皆さん方は、工業団地に協力はしますというお話はいただいています。はなから反対ではなくて、ちゃんと協力はするとおっしゃっていただいています。いずれにしても、さっきの話じゃありませんけれども、これは全部関連してるんですね。結局、自分たちでその飼料を作る、自前で国内産で作っている飼料を作るベースがなくなる、全部じゃないんです。減るということですから、今の生産体制を維持するのがとても厳し

いということでもあります。

私は、もう従前からこの課題については今までもお話をさせていただいてきましたけれども、文書にするのはどうかと思いますが、いずれにしても、最終的にその皆さん方が困らないことをぜひやってもらいたい。代替農地がどこかで借りることができれば、それはそれでいいと思いますが、仮にもう借りれないということになったときには、新たな畑地造成等々も視野に入れながら、この取組をしていただきたいというふうに思っておりますので、その思いについてひとつ伺いたいというふうに思います。

それと、もう1つ、食料・農業・農村基本法の改正の動きについてであります。昨年の9月県議会において、ここには全く資料はありませんけれども、この食料・農業・農村基本法の改正に向けて、フランスのエガリム2法を参考としながら、安定した適正な価格形成というものについてしっかり考えていただきたいという意見書を、国に向けて県議会で議決をいただき、出すことができました。

丸々これが反映されたとは思ってませんが、非常に大きな成果として、2番、基本理念の(1)の④適正な価格形成に向けた仕組みの構築という文言が、まだ案でありますけれども、書き込まれたということは、非常に意義が大きいというふうに思っております。ぜひこの実現に向けて、県としても頑張りたいというふうに思います。

一次産業は、農業も漁業も林業もそうですけれども、自分たちで生産コストを積み上げた価格というのがつくれてない、現実には。全部市場で決まってるんです。つまり、生産コストを積み上げていけば、100円かかっているのに、市場原理では、市場で買い叩かれて、80円でしか売れませんというものが世の中にはたくさんあります。このことをしっかり解消してあげて、最低でもやっぱり生産コストを賄うということができないと、やっぱ

り持続可能な産業にはならないと、未来に向けた農業をしっかりと守るということはできないというふうに思ってます、熊本は熊本としての考え方というものをしっかりと確立してほしいなと思うんです。

別に市場の皆さん、関係者の方を排除しろと言ってるわけじゃないんですよ。市場で競りを始める、具体的に言うと、競りを始めるときのベースになるスタートの価格、ここにベンチマークかなんかつくって、最低このくらいはこの製品にはかかっていますから、ここから競り始めてくださいということ言うだけで、そしてやってもらうだけで、もう劇的に変わると思います。木材もそうです。魚もそうでしょうね、やっぱり。どれだけ生産原価がかかっているかということ。ただ、生鮮品であるがゆえに、今ここで売らないと、じゃあ明日売りますというわけにはいかぬという弱みがありますけれども、そこは、みんなで国民の皆さん方にも御理解をいただくということをしっかりやりながらやっていかなきゃならないので、国のほうでつくられた農業・農村基本法に合わせて、この後、熊本県においても、スケジュールが出されています。熊本県版の食料・農業・農村基本法の中では、より具体的なものを入れてもらえればありがたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

答えがあればどうぞ。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

委員御指摘のとおり、TSMC周辺の農家、特に酪農家については、農地を借りて飼料作物を栽培されているということでございます。そして、地主のほうから解約を求められているケースもあるということで、まさに、自らの責ではなく、外的要因によって、将来への営農に対する不安が高まっているという状況かというふうに認識をしているとこ

ろでございます。

このため、県におきましては、先ほど御説明させていただきましたプロジェクトチームを、農林水産部内に設置をさせていただきました。まずは、貸借可能な農地の把握、そして、情報共有の仕組みづくりを進めたいというふうに考えております。

この中で、特に我々重要だと考えておりますのが、農地の情報を地図情報に落とし込んでいって、さらに、その農地がどうなっているのかと現地の確認をする。で、この際、農地だけではなく、その周辺の土地も活用できるものがあるかないか、そういった情報も含めてストックしていきたいというふうに考えております。

そして、まずはマッチングを進めていく中で、様々な課題が出てくるだろうというふうに考えておりますので、そうした場合には、ストックしたその情報を基に、地域の市町村、そしてJA、農業委員会も含めて、一体となって、どういう方向で対応ができるのかというのを考えてまいりたいというふうに思っておりますし、何より、自らの責によるものでない農家の皆さん方に寄り添った対応というのをやってまいりたいというふうに考えております。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○青木農村計画課長 ただいまの話に関連いたしまして、前川委員のほうから、さらに、農地が借りられない状況の中でというお話もございましたので、農地が足りないということ、その中で、先ほど説明ありましたとおり、農地の周りのところも含めて、対象としていくというところで基盤整備が必要になるという場面も出てくるのではないかなというふうに、当然我々も想定しているところでございます。

具体的には、取付けの道路をつけるとか、

本格的な区画整理まではいかなくても、あぜ倒しをしなければいけないとか、そういったものも出てくると考えてございます。その場合には、基盤整備といたしまして、地域の要望に応じて、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○徳永農林水産政策課長 基本法の改正につきましての基本理念案の(1)の④適正な価格形成に向けた仕組みの構築という文言が入りましたことにつきましては、先ほど前川委員のほうからのお話にもありまして、9月の県議会で意見書を出していただいた、それからそういう動きが全国に広まっていったということがこういう文言が入ったことだと、そういう成果だというふうに認識しております。

さらに、国のほうでは、まずは酪農畜産物のほうから、そういう価格形成の仕組みの構築についての検討が始まっておりまして、先ほど前川委員のほうからも御質問がありましたけれども、そのコストにつきましても、まずは明らかにして、それを消費者にも理解を得るというようなことを検討しているというところでございますので、県としましても、国と連携取りながら、現場の課題等を、努めて要望などしてまいりたいというふうに認識しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○千田農林水産部長 それぞれの取組について指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まず、農地の確保につきましては、知事からもチャレンジングな取組なんで、しっかり頑張ってほしいという檄も受けております。基本の農業の振興と企業の立地の両立を図るための取組です。しっかり取り組んでまいり

たいと思います。

また、食料・農業・農村基本法の改正につきましての御指摘につきましても、前段での御指摘があった輸送の話ですとかを含めて、価格形成に関わるお話でして、また、最近の価格高騰、国際的な情勢によるものも関係してまいっております。そもそも、基本法が前回制定されたときの食料供給は国内供給が前提であったという中で、今回の基本法の中では海外も視野に入っているとおり、非常に視点が広がってきてるんだなという点も感じております。

そうした中で、生産者が、私ども、顧客である生産者が困らないようにという視点に立って、今後県での検討、また国への提案も含めて御相談していきたいと思います。引き続き御指導よろしく願いいたします。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。はい。ほかに質疑はございませんか。

○西聖一委員 食料・農業・農村基本法の資料ですけれども、ちょっと確認で。

真ん中の基本理念の(2)の環境の項目の「食料供給以外の、正の」って、これは「農の」ですよ。これは「正の多面的機能」という言葉ですか。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策でございます。

こちらのほうの記述の「正の」というのは、いいほうの部分という意味での「正の」という表現を使われております。多面的機能ということで。この1行目の後ろのほうに来ておりますが、「農業生産活動に伴う環境負荷等の」、こちらがマイナスの要因ということで、このマイナスに対応するための、この「正」というような表現を国のほうで使われております。

以上でございます。

○西聖一委員 すみません。そういう言葉を使ってるんですね。はい。勉強になりました。

あともう一つですね、これはもう要望になると思いますが、補助事業とかいっぱいありますけれども、この(3)の生産性の高い農業経営の育成のために補助事業はつくられていますけれども、本当、担い手が減ってきている中で、私は、やっぱりもう認定農家であれば、軽微な機械導入であったり、ハウスであったりでも補助ができるのがあればベストだと思ってるんですけども、その中で一番近いのが、経営体育成支援事業ですかね、何か3割補助事業というのはもともとあるんですけども。それをもっと門戸を広げていただければなと思ってます。というのは、県央広域本部のときにも申し上げたんですけども、事業説明会のときに。熊本市の農家はほぼほぼ該当しないんですね。農業振興課としては、できるだけクリアできるように、貸付けできるようにしてはいるということはもう聞いてますけれども。もう本当、営農を続ける、やる気のある方だったらそういう簡易な機械、施設、そういうところにも3割補助が出れば、もっともっと、いわゆる持続的な農業ができると思うので、県として取り組んでいただければなということで要望したいと思います。

○竹崎和虎委員長 要望でよろしいですか。

○西聖一委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかにありませんか。
—なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員の皆さんから何かご
ざいませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、以

上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会します。

午後0時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長